

岡山県カワウ対策協議会設置要領

(設置目的)

第1条 岡山県におけるカワウの個体群管理及び被害防除対策を講じることにより、カワウによる被害を軽減することを目的として岡山県カワウ対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次の事項について協議する。

- (1) カワウの生息場所及び生息数等の把握に関すること。
- (2) カワウの個体群管理に関すること。
- (3) カワウの被害防除対策に関すること。
- (4) その他、第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表の団体で構成し、必要に応じて構成員を変更することができる。また、必要と認めた場合は、オブザーバーを置くことができる。

(協議会)

第4条 協議会の事務局は、岡山県農林水産部水産課に置く。

- 2 議長は、岡山県農林水産部水産課長の職にある者を充てる。
- 3 会議の招集は、議長が行う。

(経費)

第5条 協議会の開催に必要な経費は事務局の負担による。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年2月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月29日から施行する。